

金沢市こども計画

「金沢 こどもまんなか未来プラン」骨子（案）

1. 計画策定の趣旨

近年の我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」（平成 17 年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成 27 年施行）をはじめとした各種法整備に基づき、施策が推進されてきました。また、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策等のこどもに関連する様々な課題に合わせ、個別の法整備が行われ、各種計画の策定や取組が進められてきました。

金沢市では、これまで次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年に「かなざわ子育て夢プラン 2005」を策定し、以後 5 年ごとに改定を行うとともに、平成 27 年に子ども・子育て支援法に基づき「金沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和 2 年には両計画をまとめ、一体的な計画とした「かなざわ子育て夢プラン 2020」を策定し、こどもと子育て家庭を支援する取組を推進してきました。また、令和 4 年には「金沢市子どもの貧困対策基本計画」及び「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画」を統合した「金沢子ども生活応援プラン」を策定し、こどもの貧困対策を総合的に推進するとともに、令和 5 年には青少年の健全育成施策に関する実践行動計画として「金沢市青少年健全育成推進アクションプラン」を策定し、青少年の健全育成に係る施策を展開しています。

しかしながら、少子化の進行には歯止めがかかっておらず、その背景には経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさなど、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が存在しています。また、子育て家庭の孤立やこどもの貧困の問題、若者の居場所の不足など、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況は、深刻化・複雑化しています。

国では、こどもに関する取組や政策を我が国の真ん中に据え、強力に推進していくため、令和 5 年 4 月に「こども家庭庁」が発足し、同時にこどもの権利と福祉を総合的に保障するための法律として「こども基本法」が施行となりました。また、同年 12 月には、こども基本法に基づきこども施策を総合的に推進するための方針として、これまでの「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」が策定されました。

国は、若年人口が急激に減少する 2030 年代に入るまでが少子化傾向を反転させるラストチャンスとしており、本市においても、少子化対策に重点を置いたこども・子育て支援施策を総合的かつ強力に推進していく必要があります。

そこで、国の動向や社会情勢の変化、市民ニーズ等を勘案し、今後 5 年間のこども・子育て支援施策の指針となる新たな計画「金沢 こどもまんなか未来プラン」（以下、「本プラン」という）を策定します。

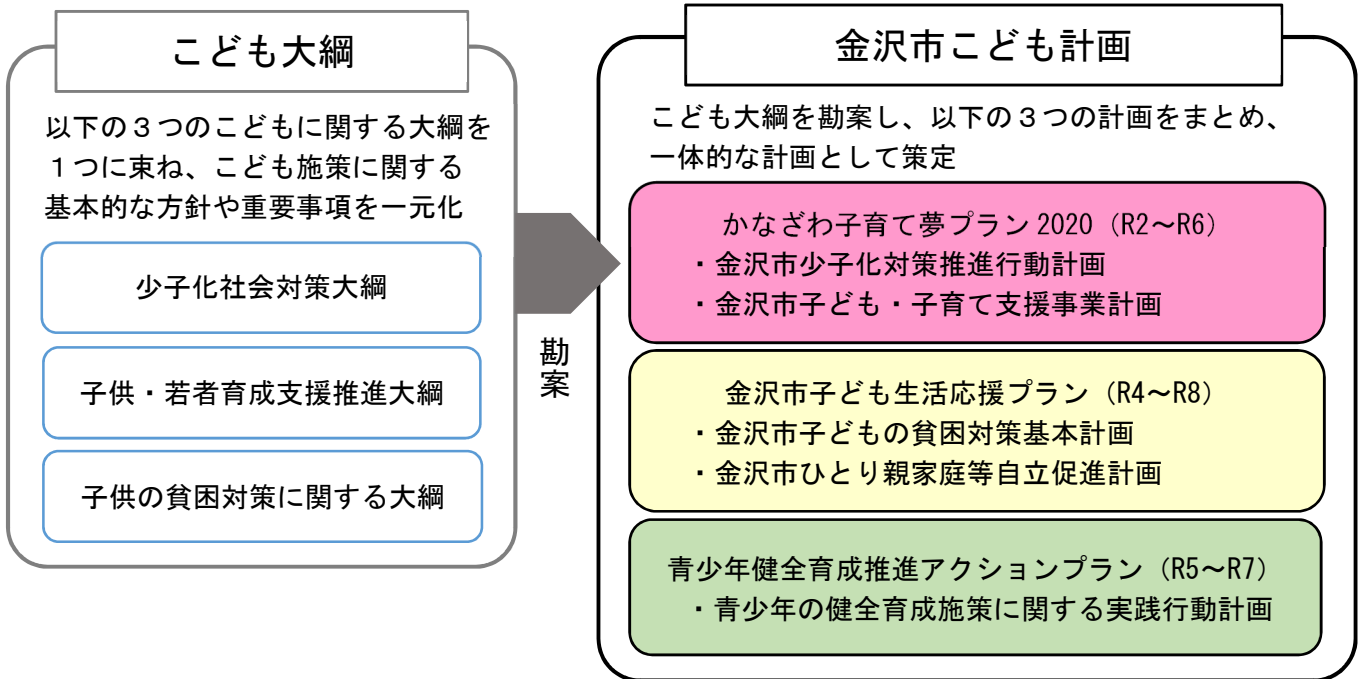
2. 計画期間

本プランの期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。なお、プランを推進していく過程において、社会情勢や、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況の変化により、新たな施策の展開や計画の見直しが必要となった場合には、柔軟に対応していくこととします。

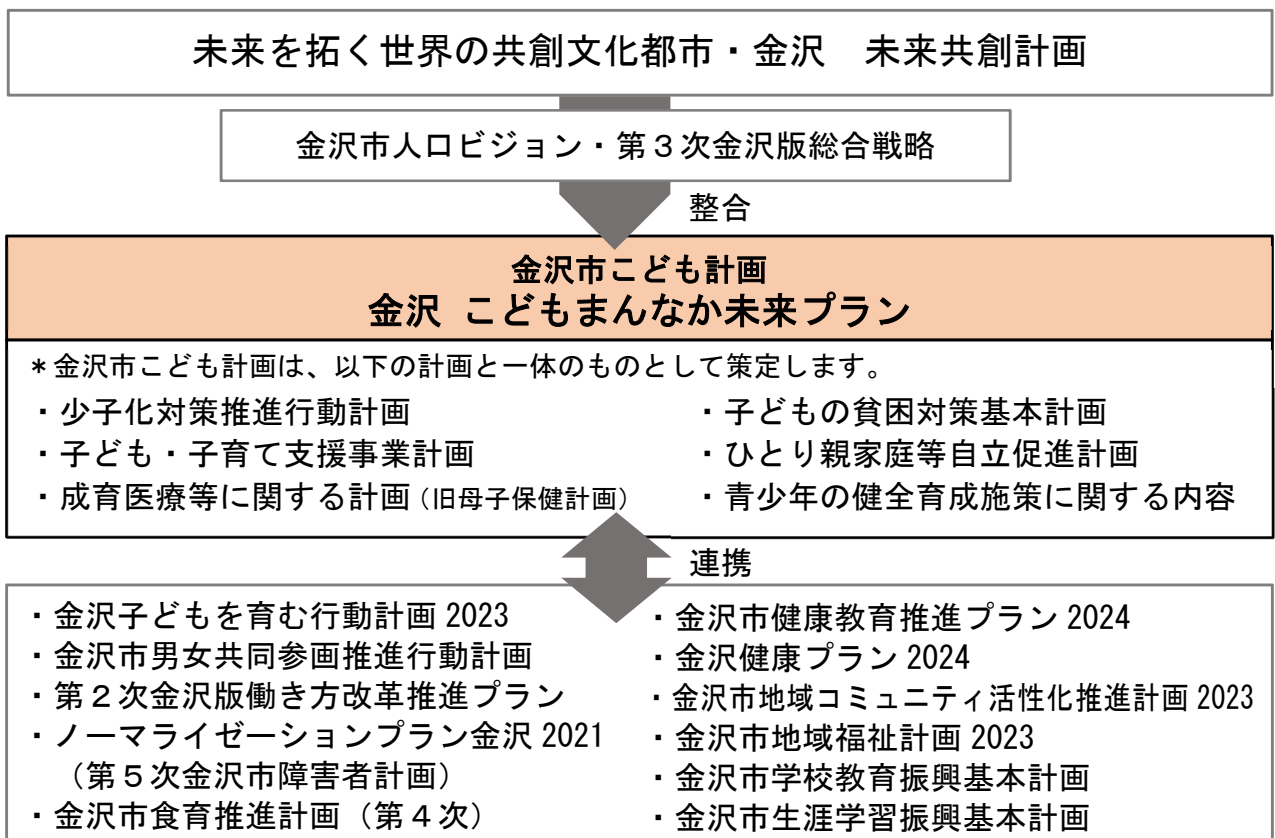
3. 計画の位置づけ

本プランは本市のこども・子育てに関する3つの計画をまとめ、こども基本法で定める「市町村こども計画（金沢市こども計画）」として策定するものです。策定にあたっては国のこども大綱や県の計画を勘案しつつ、市の上位計画である「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢 未来共創計画」や関連計画と整合・連携を図り、こども・子育てに関する施策・取組を総合的かつ計画的に推進します。

● こども大綱との関係



● 本市の関連計画との関係



4. 計画の対象

本プランは、こども、若者、子育て当事者、地域住民、市民団体、事業所等すべての市民を対象とします。

5. こどもや若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題

(1) 市民アンケート調査

新たな計画の策定にあたり、子育て支援等に関するニーズ、ワーク・ライフ・バランス等の意識の変化及び若い世代の結婚・子育てに関する意識等を把握するため、市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

	調査名及び対象者	配布数	回収数	回収率
1	子育てに関するアンケート調査 (就学前児童の保護者)	4,000	1,812	45.3% (42.8%)
2	子育てに関するアンケート調査 (小学生の保護者)	4,000	2,064	51.6% (39.2%)
3	子育てに関するアンケート調査 (中学生・高校生の保護者)	2,000	1,023	51.2%
4	若者の将来に関する意識調査 (15歳以上22歳以下の方)	2,000	598	29.9%
5	結婚・子育てに関するアンケート調査 (22歳以上45歳以下の方で、 未婚又は既婚でこどものいない方)	2,000	420	21.0% (14.5%)
6	子育て支援に関するアンケート調査 (55歳以上75歳以下の方)	1,000	388	38.8% (43.5%)
計		15,000	6,305	42.0% (37.4%)

※ () 内は H30 調査の実績

調査方法	調査依頼：無作為抽出により郵送配布 回答方法：オンライン回答
調査期間	令和6年1月11日(木)～1月29日(月)

(2) 関係者等意見交換会

アンケート調査による量的な調査だけでは把握が難しい、当事者の現状やニーズ等を把握するため、以下の対象者との意見交換会を開催しました。

対象	高校生、若者、子育て中の保護者、子育て支援団体、 困難を抱える家庭・ひとり親家庭等支援団体、民間事業者、 保育所・幼稚園・認定こども園関係者、児童館・児童クラブ関係者
実施期間	令和5年度、令和6年度

(3) 本市の現状

● 若い世代を取り巻く現状

- ・ 経済的な不安・負担等により、若い世代が結婚や子どもを持つことの希望を叶えることが難しい状況にある。
- ・ 若い世代が子育てに対するネガティブなイメージを抱えている。
- ・ 就職を機に若い世代が都市部へ流出しており、特に女性においてその傾向が顕著となっている。

● 子育て当事者を取り巻く現状

- ・ 子育てにかかる経済的負担に対する悩みを抱える家庭が増加している。
- ・ 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭が孤立しやすい状況がある。
- ・ 男性の家事・育児への参加や、育児休業の取得割合が増加している。
- ・ 子育て支援等の情報が、支援を必要としている人に届いていない現状がある。
- ・ フルタイムで働く母親や共働き世帯が増加しており、保育所等への入所開始時期の低年齢化が進むとともに、放課後児童クラブの利用ニーズが高まっている。
- ・ 仕事と子育ての両立が困難な職場環境や、社会・職場において子育てへの理解が得られづらい現状がある。

● こども・若者を取り巻く現状

- ・ 家庭環境や様々な事情により、安定した生活や教育の機会が確保されていないこどもがいる。
- ・ 依然として児童に対する虐待が後を絶たず、家庭において適切な養育を受けることができないこどもや、様々な困難を抱える家庭が存在する。
- ・ 成育環境によって体験活動の機会に格差が生じている。
- ・ こども・若者の居場所や意見表明・社会参画の機会が不足している。
- ・ 地域の公園でこどもが遊びづらい現状や、雨天時のこどもの遊び場が不足している現状がある。
- ・ こどもにとって危険な歩行環境や、公共交通の不便さがある。

(4) 本市の課題

● 各分野に共通する課題

・ こども・若者の社会参画や意見表明の機会の確保

こども・若者にとって社会参画や意見表明の機会が十分ではない現状があることから、意見聴取に係る多様な手法を検討し、こども・若者の声を施策に反映させる取組の推進が求められています。

・ 金沢の特色を生かした子育て支援の充実

金沢の個性・強みである歴史や伝統、学術、文化、地域コミュニティなどを、こども・子育て支援施策に最大限に活用し、支援の充実を図るとともに、こどもや若者のまちへの愛着を醸成していく必要があります。

・ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信の強化

こどもや若者、子育て当事者に必要な情報や支援が届いていない現状があることから、プッシュ型の情報提供やデジタル技術の活用等による情報発信の強化が求められています。

● 少子化対策に関する課題

・ 結婚、出産の希望が実現できる環境づくり

若い世代において未婚化・晩婚化が進行しており、少子化の大きな要因の一つとなっていることから、結婚、出産の希望が実現できる環境づくりが急務となっています。

・ 誰もが活躍でき働きがいを感じられる環境の整備

都市部に若い世代が流出している現状があることから、若い世代や女性が活躍できる環境の整備が必要とされています。

● 主に妊娠期～就園前の子育て支援に関する課題

・ 子育てに関する経済的な負担の軽減

出産や子育て、教育にかかる経済的負担を軽減するため、ライフステージに応じた経済的支援が求められています。

・ 個々の家庭の状況に応じた切れ目のない支援体制の充実

核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立が問題となっていることから、個々の家庭の状況に応じた切れ目のない支援が求められています。

● 主に就園後～学童期の子育て支援に関する課題

・ 良質な保育環境の提供と放課後児童対策の推進

保護者の就労状況の変化やニーズを踏まえた、保育需要への対応や放課後児童対策の推進が求められています。

・ 仕事と家庭の両立の促進

共働き世帯が増加していることから、柔軟な働き方の推進や社会・職場での理解の醸成など、仕事と子育ての両立を支援する取組みが求められています。

● こどもの貧困対策等に関する課題

・ 生活に困難を抱えるこどもやひとり親家庭等への支援

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、生活の安定のための支援や教育支援、保護者の就労支援など、貧困と格差の解消に向けた取組みが急務となっています。

・ 児童虐待対応の強化と包括的な相談支援体制の構築

依然として児童に対する虐待が後を絶たないことから、児童相談所の受入体制の強化及び子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な相談支援体制の構築が急務となっています。

● 青少年健全育成に関する課題

・ 豊かな情操を育む環境の充実

こども・若者の健やかな成長を支援するため、体験活動機会の提供や情操教育の推進など、豊かな情操を育む環境づくりが必要です。

・ こどもの居場所づくりの推進

こども・若者が安全に安心して過ごすことができるよう、こども・若者のニーズに沿った居場所づくりが求められています。

● 子育て環境の整備に関する課題

・ こども・子育てに配慮したまちづくりの推進

こどもの遊び場の充実や公共交通の利便性の向上など、こども・子育て家庭の目線に立ったまちづくりが求められています。

・ こどもの安全・安心の確保

こどもを事故や犯罪被害、災害等から守るため、こどもを見守る体制づくりの推進や、安全な公共施設等の整備が求められています。

6. 新たな計画について

(1) 名称

金沢 こどもまんなか未来プラン

現行計画である「かなざわ子育て夢プラン」の名称を見直し、“こどもを社会全体で支え、全てのこどもが心豊かで幸せに成長できる未来を創る”という想いを込めた名称としています。

(2) 基本理念

こども・若者の幸せな未来をみんなで創るまち金沢

これからの社会の担い手となるこども・若者が幸せに暮らし、健やかに成長できる未来を、地域や各種団体、企業など様々な主体が連携・協力して創るまちをめざします。

(3) 施策の推進にあたり重視する視点

本プランに基づき各種施策を立案・遂行する際は、全ての分野に共通する次の3つの視点を重視して進めていきます。

▶ こどもや若者、子育て当事者の意見や視点を尊重する

こどもや若者、子育て当事者の意見や視点を尊重し、その状況やニーズを的確にとらえることで、より実効性のある、質の高い施策を推進します。

▶ 金沢の文化や自然、地域コミュニティなどの強みを生かす

金沢の個性・強みである歴史や伝統、学術、文化、地域コミュニティなど、地域の資源をこども・子育て支援施策に最大限に活用します。

▶ 必要な支援等を必要な人に届けるための効果的な情報発信を行う

こどもや若者、子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、プッシュ型の情報提供やデジタル技術の活用等、効果的な情報発信を行います。

(4) 基本方針

基本理念である「こども・若者の幸せな未来をみんなで創るまち金沢」の実現のため、本市が抱える課題に応じ、目指すまちの姿について以下の6つの基本方針を掲げます。

● 基本方針1 結婚やこどもを持つことの希望を叶えられるまち（少子化対策）

少子化の進展に歯止めをかけるには、若い世代が希望通り結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会の実現が不可欠です。若い世代の雇用と経済的基盤の安定のための取組や、出会いの機会・場の創出支援を充実させるとともに、都市部に若い世代が流出していることを踏まえ、若者や女性が活躍できる環境の整備を進めます。

子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境が、こどもを生み育てることをためらわせる状況にあることから、社会全体の意識の変革や働き方改革の推進により、職場や地域社会全体で子育てを応援し支援する社会づくりを推進します。

また、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促す取組の推進や、不妊症・不育症に関する支援等により、こどもを持つことを希望する家庭を支援します。

- ▶ 基本施策1 結婚の希望が実現できる環境づくり
- ▶ 基本施策2 若い世代が活躍し働きがいを感じられる環境の整備
- ▶ 基本施策3 子育てを社会全体で応援する機運の醸成
- ▶ 基本施策4 こどもを持ちたい家庭への支援

● 基本方針2 こどもを育む喜びを感じられるまち（主に妊娠期～就園前の子育て支援）

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、出産や子育て、教育にかかる経済的負担の大きさなどにより、精神的・経済的な不安や負担を抱える子育て家庭が増えています。

こどもを育む喜びを最大限に感じることができるとともに、金沢の豊かな地域コミュニティを生かした子育て支援の充実や、産前・産後ケアの充実など妊娠期からの切れ目のない支援、ライフステージに応じた経済的支援を行います。

また、家庭内において夫婦が協力しながら子育てができるよう、男性の家事・育児への参加を促進するとともに、プッシュ型の情報提供やデジタル技術の活用などにより、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信の強化や、子育てに係る手続の負担軽減に取り組めます。

- ▶ 基本施策1 地域子育て支援の充実
- ▶ 基本施策2 妊娠-出産-育児の切れ目のない支援の充実
- ▶ 基本施策3 子育ての経済的な負担の軽減
- ▶ 基本施策4 家族の絆を深める取組の充実
- ▶ 基本施策5 子育て支援に係る効果的な情報発信とデジタル技術の活用

● 基本方針3 安心して仕事と子育てを両立できるまち（主に就園後～学童期の子育て支援）

共働き世帯の増加や、結婚・出産後も仕事を続けることを希望する若い世代の増加などから、仕事と育児の両立を支援する取組みがより一層重要となっています。

子育て家庭の需要に応じた保育施設の整備や幼児教育・保育の質の向上、小学校就学後も安心してこどもを預けることができるよう、放課後児童対策を推進するとともに、柔軟な働き方の推進により、夫婦で育児・家事を分担しつつ、女性と男性がともにキャリア形成と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

また、病児保育や夜間・休日の一時預かりなど多様な託児サービスの提供により、仕事と育児の両立を支援します。

- ▶ 基本施策1 幼児教育・保育の充実
- ▶ 基本施策2 放課後児童対策の推進
- ▶ 基本施策3 柔軟な働き方の推進
- ▶ 基本施策4 多様な託児サービスの提供

● 基本方針4 困難を抱えるこどもと親を社会全体で見守り支えるまち（こどもの貧困対策等）

こどもの貧困は、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、生活の安定のための支援や教育支援などにより、貧困と格差の解消に取り組めます。

また、ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、子育てや生活に係る相談支援、就労支援、養育費確保のための取組みにより、ひとり親家庭の自立を支援します。

発達に特性のあるこども・若者や障害児、医療的ケア児等とその家族に対し、個々の特性や状況に応じた質の高い支援を行うとともに、保育所等におけるインクルージョンを推進します。

依然として児童に対する虐待が後を絶たないことから、児童虐待防止対策等の強化を図るとともに、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援に取り組めます。

困難を抱えるこどもや家庭に早期に気づき、適切な支援につなげていくために、身近な地域でのこどもの居場所づくりの推進や、地域、学校、支援団体、行政等の連携を強化します。

- ▶ 基本施策1 こどもの貧困対策の推進
- ▶ 基本施策2 ひとり親家庭等の自立支援
- ▶ 基本施策3 発達の心配や障害のあるこどもたち、特に配慮を必要とする家庭への支援
- ▶ 基本施策4 児童虐待防止対策と社会的養護の推進
- ▶ 基本施策5 地域からつながる重層的な支援体制の強化

●基本方針5 こども・若者が健やかに成長できるまち（青少年健全育成）

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。本市の特色を生かした体験活動機会の提供や情操教育の推進など、こども・若者の全てのライフステージにおいて年齢や発達に応じて多様な体験や遊びができる機会・場を創出します。

また、中高生の多様な居場所づくりの推進や学生によるまちづくり活動の推進など、若者の居場所の充実と社会参画の促進に取り組めます。

思春期のこどもの健やかな成長のため、こどもや保護者が抱える不安や悩みの解消に向けた相談支援のほか、こどもの心と体の健康づくりを支援します。

- ▶ 基本施策1 豊かな情操を育む環境の充実
- ▶ 基本施策2 若者の居場所の充実と社会参画の促進
- ▶ 基本施策3 思春期のこどもの健やかな成長への支援

●基本方針6 こども・子育てにやさしいまち（子育て環境の整備）

こどもや子育て家庭が安心・快適に日常生活を送るためには、こどもや子育て家庭の目線に立ったまちづくりが重要です。

こどもの遊び場としての公園の再生・利活用の推進や屋内の遊び場の充実、歩行環境の整備や公共交通の利便性の向上、良好な住環境の整備などにより、こどもや子育て家庭にやさしいまちづくりを推進します。

また、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保するため、社会全体でこどもを見守る体制づくりを推進するとともに、安全で災害に強い公共施設等の整備を進めます。

- ▶ 基本施策1 こどもの遊び場の充実
- ▶ 基本施策2 こども・子育てに配慮した公共インフラの整備
- ▶ 基本施策3 こどもの安全・安心の確保

名称 金沢 こどもまんなか未来プラン

基本理念
こども・若者の幸せな未来を みんなで創るまち金沢

施策の推進にあたり重視する視点

- ・ こどもや若者、子育て当事者の意見や視点を尊重する
- ・ 金沢の文化や自然、地域コミュニティなどの強みを生かす
- ・ 必要な支援等を必要な人に届けるための効果的な情報発信を行う

基本方針 1
結婚やこどもを持つことの希望を叶えられるまち (少子化対策)

- 基本施策**
- 1 結婚の希望が実現できる環境づくり
 - 2 若い世代が活躍し働きがいを感じられる環境の整備
 - 3 子育てを社会全体で応援する機運の醸成
 - 4 こどもを持ちたい家庭への支援

基本方針 2
こどもを育む喜びを感じられるまち (主に妊娠期～就園前の子育て支援)

- 基本施策**
- 1 地域子育て支援の充実
 - 2 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実
 - 3 子育ての経済的な負担の軽減
 - 4 家族の絆を深める取組の充実
 - 5 子育て支援に係る効果的な情報発信とデジタル技術の活用

基本方針 3
安心して仕事と子育てを両立できるまち (主に就園後～学童期の子育て支援)

- 基本施策**
- 1 幼児教育・保育の充実
 - 2 放課後児童対策の推進
 - 3 柔軟な働き方の推進
 - 4 多様な託児サービスの提供

基本方針 4
困難を抱えるこどもと親を社会全体で見守り支えるまち (こどもの貧困対策等)

- 基本施策**
- 1 こどもの貧困対策の推進
 - 2 ひとり親家庭等の自立支援
 - 3 発達の心配や障害のあるこどもたち、特に配慮を必要とする家庭への支援
 - 4 児童虐待防止対策と社会的養護の推進
 - 5 地域からつながる重層的な支援体制の強化

基本方針 5
こども・若者が健やかに成長できるまち (青少年健全育成)

- 基本施策**
- 1 豊かな情操を育む環境の充実
 - 2 若者の居場所の充実と社会参画の促進
 - 3 思春期のこどもの健やかな成長への支援

基本方針 6
こども・子育てにやさしいまち (子育て環境の整備)

- 基本施策**
- 1 こどもの遊び場の充実
 - 2 こども・子育てに配慮した公共インフラの整備
 - 3 こどもの安全・安心の確保

7. 子ども・子育て支援事業計画について

(1) 計画策定の趣旨

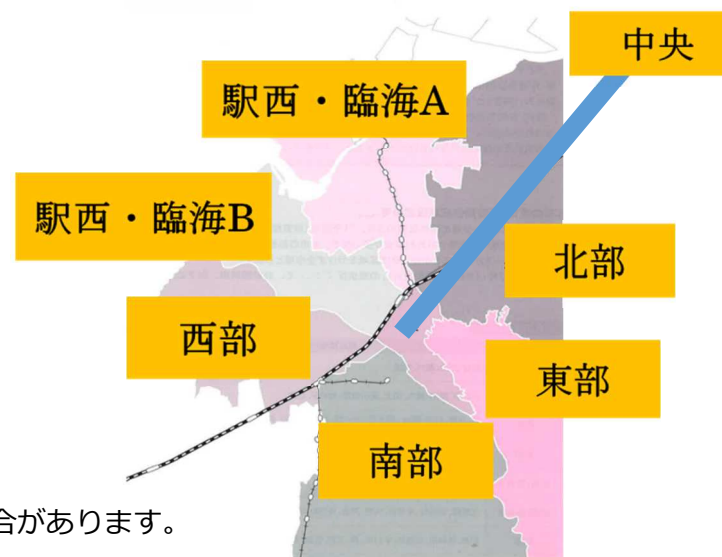
子ども・子育て支援法に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、5年を1期とする幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援事業の提供体制の確保を図り、子ども・子育て支援制度の円滑な実施を推進する。

(2) 教育・保育提供区域

保育については現計画と同様に7区域を提供区域とし、教育については提供区域を分けず全市域とする。

区域	該当地域（小学校区） *注
中央	犀桜、中央、兼六、明成
東部	朝霧台、小立野、犀川、兼六、田上、南小立野、杜の里、湯涌
南部	泉、泉野、内川、扇台、四十万、十一屋、富樫、中村町、長坂台、額、伏見台、三馬、米泉
北部	浅野町、医王山、小坂、千坂、花園、不動寺、明成、三谷、森本、森山町、夕日寺
駅西・臨海A	浅野川、粟崎、大浦、鞍月、諸江町
駅西・臨海B	大野町、金石町、木曳野、大徳、戸板、長田町、西
西部	押野、新神田、西南部、中村町、緑、三和、安原、米丸

(注) 小学校区は概ねの目安。上記以外でも複数の区域にまたがる場合があります。



(3) 教育・保育の具体的確保方法【優先順位】

- ① 既存の保育所・認定こども園の利用定員の振替・拡大
(以上児から未満児定員への振替など)
- ② 既存の保育所・認定こども園の分園の設置・増築
- ③ 幼稚園から認定こども園への移行 (※)
- ④ 地域型保育事業の新設
- ⑤ 保育所の新設
- ⑥ 既存の認可外保育施設や事業所内保育施設の活用

(※) 教育・保育提供区域の需給状況を踏まえた上で、供給過多の場合は、計画の中間年度を目途に、個々の状況を十分精査し、認定こども園への移行については慎重に行う必要がある。

(4) 保育士の確保

本事業の確実な実施のため、長期にわたり安定的に保育人材を確保し、定着化を図っていくことができるよう保育士の魅力の発信を行うとともに、関係職能団体と連携して事業展開を図る。

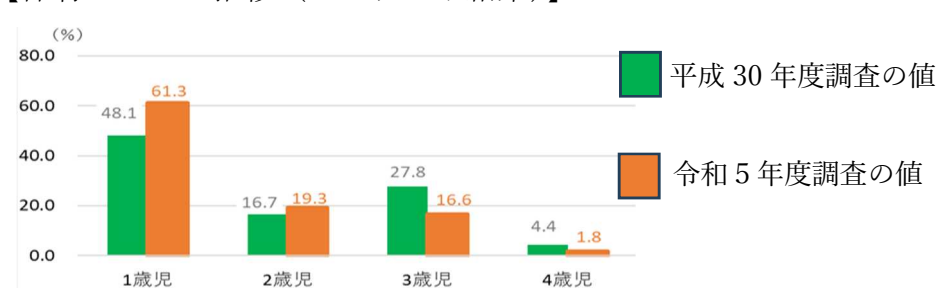
- ・中学生体験・キャリア教育推進事業の積極的な活用
- ・保育士会や関係団体と連携した保育士確保の支援

(5) 教育・保育の量の見込みと確保内容

【第2期計画期間（令和2～6年度）の推移】



【保育ニーズの推移（アンケート結果）】



【保育の量の見込みと確保の内容】 (暫定値)

項目	R7年度		R8年度			R9年度			R10年度			R11年度			
	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号
	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳
①量の見込み	910	4,217	7,292	894	4,008	6,937	883	3,999	6,563	876	3,978	6,258	863	3,974	5,993
②確保	1,190	4,724	7,887	1,190	4,724	7,657	1,190	4,724	7,377	1,190	4,724	7,097	1,190	4,724	6,817
②-①(供給-需要)	280	507	595	296	716	720	307	725	814	314	746	839	327	750	824

・未満児について

人口の減少があっても、保育利用率の増加により、量の見込みの大幅な減少はない（R7→11年度：▲290）
 計画期間初期から約800の供給過多が見込まれ、終期は約1,100の供給過多が見込まれる。（緑枠）
 供給過多に係る部分を活用して、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する。

・以上児について

保育利用率の増は見込まれないため、3～5歳人口の減が、量の見込みに直結（R7→11年度：▲1,300）
 計画期間を通じて、量の見込みが下がることを受けて（青枠）、定員変更の柔軟化を図ることにより、供給過多を抑制するとともに、空き教室等を活用して、体調不良児対応型の充実の支援を図る等で、保育所等の多機能化を図る。

(6) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※詳細は、国の検討結果を見て判断します。

- ・目的) こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、良質な生育環境を整備する。
- ・制度) 現行の教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付

(7) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

【量の見込み】

NO	事業名	事業概要	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施	箇所	8	8	8	8	8
②	時間外保育事業(延長保育事業)	通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育所等で保育を実施	利用人数/年	2,435	2,350	2,272	2,206	2,150
③	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの	利用人数/年	5,761	5,805	5,861	5,887	5,915
④	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けさせることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護・生活援助を行う事業	延べ利用人数/年	561	599	641	690	743
⑤	乳児家庭全戸訪問事業(本市では「元気に育て！赤ちゃん訪問事業」)	生後3か月頃までの乳児がいる全ての家庭に保健師又は助産師が訪問し、保護者の育児相談、養育環境等の把握や子育て支援に関する情報提供等を行う	対象人数/年	2,603	2,561	2,528	2,508	2,474
⑥	養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問事業)	若年、育児不安等の精神的不安定のため、支援が必要な妊産婦や保護者に対し、出産後間もない時期から母親が安定した育児を継続できるよう支援するため、家庭訪問を実施	利用人数/年	829	795	767	742	733
⑦	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の身近な場所で、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う	延べ利用人数/年	210,702	221,587	218,747	216,461	214,368
⑧	一時預かり事業 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育) その他(保育所等の一時預かり、一時預かり施設、ファミリー・サポート・センター事業(就学児を除く)、トワイライトステイ)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、一時的な預かりを実施	延べ利用件数/年	123,628	119,948	113,579	107,035	101,544
			延べ利用件数/年	19,495	18,643	18,027	17,504	17,023
⑨	病児保育事業	児童が発熱等の急な病気のため、他の児童との集団生活が困難な時期に保育所等に代わって、病院・保育所等に設置された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を実施	延べ利用件数/年	15,182	15,784	16,386	16,988	17,590
⑩	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児のみ)	児童を有する子育て中の保護者を会員(依頼会員)として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する会員(提供会員)との相互援助活動	延べ利用件数/年	1,749	1,673	1,599	1,535	1,484
⑪	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施	延べ受診回数/年	36,442	35,854	35,392	35,112	34,636
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育等を受けた場合にかかる日用品や文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用などに対し、世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき助成	延べ利用件数/年	104	104	104	104	104
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進	延べ利用人数/年	52	61	69	78	86
⑭	訪問子育て支援事業 産前・産後ママヘルパー事業 在宅児童養育支援訪問事業	育児・家事等の援助を受けることができない出産・退院後の母親を対象に、育児・家事の支援を行うヘルパーを派遣	延べ利用人数/年	943	928	916	909	896
		養育支援を特に必要とする家庭(18歳未満の児童を養育する家庭)に、育児・家事の支援を行うヘルパーを派遣	延べ利用人数/年	200	200	200	200	200

【確保の内容】量の見込みに対応するものとします。

※令和6年度子ども・子育て支援法改正により、新たに創設される事業は、数値を精査し、本事業に盛り込むこととします。